

## 優良産廃処理業者の県外産廃搬入について

長崎県では、県外からの産業廃棄物を県内に持ち込んで処分を行なおうとする場合、事前協議書を提出していただき、知事が承認するという形で県外産業廃棄物の搬入を制限しておりましたが、平成29年6月1日から、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱を一部改正し、一定の条件のもとで、県外産業廃棄物の搬入を事前協議ではなく、事前の届出によることとしています。

この規制緩和は、優良産廃処理業者認定制度に基づく優良な業者の育成、かつリサイクルの更なる推進を趣旨とします。

産廃処理業者の皆様におかれましては、優良認定の取得を是非検討ください。

§ 一定の条件とは……以下の2つです。  
(2つを同時に満たす必要があります。)

→県内に搬入された県外産廃を最初に処理する中間処理の業者が優良認定を有する業者であること。

※事前の届出は、当該中間処理業者が自社の名で提出しなければなりません。

→県内に搬入された県外産廃は、中間処理によりその全量が減量または再生されること。

※一部でも再生以外の最終処分が発生する場合は、従来どおりの事前協議が必要です。

これまでは……

ほぼ全てのケースで事前協議が必要。  
県が審査を行い、知事の承認を要する。  
承認までに一定時間を要するため、  
確実ではあるが緊急時などで機動的な県外産廃の受入を要する場合には対応できず。



これからは……

条件に合致すれば、搬入しようとする日の前日までに届出書を提出するのみ。  
届出者である優良認定処分業者が、搬入～再生までの全行程を見渡して、責任ある適正な処理を行います。



優良認定

全部が減量またはリサイクル

詳しい内容は、Q&A、届出書記載例を併せてご覧ください。お問い合わせは以下まで。

お問い合わせ

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県資源循環推進課 適正処理指導班

TEL 095-895-2375 Fax 095-824-4781